

ADR 調停人候補者養成研修受講案内 2024 年 8 月 VOD 研修①

研修の概要	<p>2024 年 8 月の ADR 調停人候補者養成研修は VOD による研修を実施します。</p> <p>該当の VOD を視聴後、効果測定（本資料 2 枚目）の問題を解き、下記の Google フォームより解答を送付ください。効果測定において、8 割以上の正答で単位を付与いたします。</p>
実施期間	<p>2024 年 8 月 1 日（木）～ 8 月 31 日（土）</p> <p>※効果測定の提出は 8 月 31 日（土）23 時 59 分を締め切りとします。</p>
申込方法	<p>事前の申込は不要です。</p> <p>効果測定の提出をもって受講申込とさせていただきます。</p>
受講講座名	<p>日行連 中央研修所 研修サイト より</p> <p><ADR ビデオ講座> 自転車事故分野「道路交通法」</p>
講座の視聴方法	<p>日本行政書士会連合会 中央研修所 研修サイト (https://gyosei.informationstar.jp/) にログインし、左部のメニューのより「講座一覧」→「日本行政書士会連合会主催講座」→「政策関係研修」→「ADR ビデオ講座」→「<ADR ビデオ講座> 自転車事故分野「道路交通法」」を選択し、資料をダウンロードのうえ視聴ください。</p>
取得単位	<p>自転車事故 2 時間</p> <p>※効果測定を実施期間内に提出し、8 割以上正答した受講者に付与します。</p>
効果測定の提出	<p>本資料 2 枚目の効果測定を解き、下記の URL 又は QR コードより Google フォームにアクセスし、必要事項と解答を記入のうえ、送信ください。</p> <p>【Google フォーム URL】</p> <p style="text-align: center;">https://forms.gle/5PpDwM2PYTVeubN16</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>正答は Google フォーム送信後、記載のメールアドレスに自動送信される メール中の「スコアを表示」よりご確認ください。また、単位付与の連絡 について、個別に通知いたしませんのでご容赦願います。</p> <p>※原則は上記 Google フォームにて解答をお願いしていますが、どうしても Google フォームで解答できない方に限り、メールで提出することを可とします。下記メールアドレスに必要事項（①氏名、②メールアドレス、③登録番号（8 桁）、④会員番号（4 桁））を記載の上、本紙を PDF 等で添付して送付ください。宛先：koukasokutei@adr-gyouseisyoshi.org 尚、質問等もこちらのメールアドレスへご連絡ください（本会事務局への問い合わせはお控えください）。</p>

効果測定問題

2024年8月実施 日行連VOD

<ADRビデオ講座>自転車事故分野「道路交通法」

1. 道路交通法における道路には、道路法第2条第1項が規定する道路、道路運送法第2条第8項が規定する道路、一般交通の用に供するその他の場所、の3つの種類がある。
2. 「一般交通の用に供するその他の場所」とは、病院やスーパーなどの駐車場のように入不特定の人や車か自由に通行できる場所のことを言い、私有地は含まない。
3. 自転車ナビマーク・自転車ナビラインは、道路交通法等に規定されている自転車の通行方法について、自転車運転者及び自動車ドライバーに対しかりやすく周知し、実効性を高めることを目的として設置しているものであり、自転車道にはあたらぬ。
4. 「普通自転車」とは、車体の大きさ及び構造が道路交通法で定める基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないものをという。
5. 近年増えて来ている車両に電動キックボードがあり、原動機付自転車に分類されるが性能によって細分化されているため注意が必要である。
6. 調停申込人が交通事故証明書を取得していれば、調停における両当事者を知ることが出来、調停をスムーズに進めることができる。
7. 交通事故証明書はインターネット申請によっても取得が可能だが、人身事故、物件事故ともに発生から5年の申請期限がある。
8. 第70条の安全運転義務は、道路交通法の他の条文に定められている運転者の具体的、個別的義務を補充する趣旨で設けられ、このような義務に違反する行為は第14号の危険行為に当たる。
9. 第52条の車両等の灯火および減光義務は、政令で定めるところによりこの義務を課しており、道路交通法施行令第20条は、自動車、原動機付自転車、トロリーバスについてのみ定めているが、第52条（車両等の灯火）第二項に違反する行為は自転車にも適用される。
10. 第34条では、左折、または右折の方法について定めているが、第3項においてはいわゆる2段階右折について定めており、自転車の右折方法は、交差点の大きさ、信号の有無、道路の幅、交差点の形状によって変わることは無く、どのような交差点であっても2段階右折をしなければならない。